（削る）

（削る）

て同じ。）を受けることができることとなったとき、又は当該加給年金額の対象者が受けることができる加給調整対象年金についてその全額につき支給を停止される事由が消滅したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を存続組合に提出しなければならない。

一　特例障害農林年金の受給権者の住所、氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二　特例障害農林年金の年金証書番号

三　加給年金額の対象者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

四　加給年金額の対象者が、加給調整対象年金を受けることができることとなったときは、当該年金の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることとなった年月日並びにその年金証書の記号及び番号

五　加給年金額の対象者が、加給調整対象年金についてその全額につき支給を停止される事由が消滅したときは、当該年金の名称、その支給を行う者の名称、その全額につき支給を停止される事由が消滅した年月日並びにその年金証書の記号及び番号

（特例障害農林年金の加給年金額支給停止事由の消滅の届出）

第三十九条　平成十三年統合法附則第四十五条第三項において準用する厚生年金保険法第五十条の二の規定により加給年金額が加算された特例障害農林年金であって加給年金額の支給が停止されているものの受給権者（当該特例障害農林年金の全額につき支給を停止されているものを除く。）は、当該特例障害農林年金の加給年金額の対象者が加給調整対象年金を受けることができなくなったとき、又は当該加給年金額の対象者が受けることができる加給調整対象年金についてその全額につき支給を停止されるに至ったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を存続組合に提出しなければならない。

一　特例障害農林年金の受給権者の住所、氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二　特例障害農林年金の年金証書番号

三　加給年金額の対象者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

四　加給年金額の対象者が支給を受けることができなくなった加給調整対象年金の名称、その支給を受けることができなくなった年月日並びにその年金証書の記号及び番号

五　加給年金額の対象者が支給を受けることができる加給調整対象年金でその全額につき支給を停止されるに至ったものの名称、その全額につき支給を停止されるに至った年月日並びにその年金証書の記号及び番号

2　前項の届書には、加給年金額の対象者が加給調整対象年金を受けることができなくなったこと又は当該加給年金額の対象者が受けることができる加給調整対象年金についてその全額につき支給を停止されるに至ったことを証する書類を添えなければならない。

（特例遺族農林年金の決定の請求）

第四十条　平成十三年統合法附則第四十六条第一項の規定により特例遺族農林年金の決定の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を存続組合に提出しなければならない。

一　請求者の住所、氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号並びに請求者と旧農林共済組合の組合員であった者との続柄

二　旧農林共済組合の組合員であった者の氏名、性別、生年月日、組合員番号及び基礎年金番号

三　旧農林共済組合の組合員であった者の死亡年月日及び死亡事由

四　平成十三年統合法附則第四十六条第三項において準用する厚生年金保険法第六十四条に規定する遺族補償（以下単に「遺族補償」という。）を受けることができる者にあっては、その旨